

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 消防本部予防課

番号 7

許認可等の内容		予防規程の制定及び変更の認可
根拠法令及び条項		消防法第14の2第1項
審査基準	関係条項	危険物の規制に関する規則第60条の2
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>認可の要件は、「法第10条第3項の技術上の基準に適合していること」及び「その他火災の予防のために適当であること」である。</p> <p>「法第10条第3項の技術上の基準に適合していること」とは、予防規程の内容たる具体的な貯蔵又は取扱い方法が政令で定める技術上の基準に抵触していないこと及びその範囲を逸脱していないことであり、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規定並びに消防庁から示された運用基準及び行政実例の通知を留意して判断する。</p> <p>後者について、「火災の予防」とは単に火災の発生を防止することだけでなく、一旦発生した火災の延焼拡大を防止し、被害を最小限にとどめることをいうことであることから、平常時における危険物の貯蔵又は取扱いの方法のほか、緊急時における連絡その他措置の方法が適切であることも重要な要件となる。</p> <p>(消防庁から示された運用基準及び行政実例を裏面記載)</p>
	参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逐条解説消防法 ・ 危険物規制質疑応答集 ・ 危険物関係法令実例集
	設定等年月日	平成6年10月1日設定 (平成30年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	5日間
	設定等年月日	平成6年10月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(裏)

審 査 基 準	基 準	<ul style="list-style-type: none">・ 予防規程の認可について (昭和 40 年 11 月 2 日自消丙予発 178 号)・ 給油取扱所における単独荷卸しに係る運用について (平成 11 年 2 月 25 日消防危第 16 号)・ 予防規程作成上の留意事項について (平成 13 年 8 月 23 日消防危第 98 号)・ 地下タンク貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について (平成 17 年 3 月 18 日消防危第 33 号)・ 給油取扱所等における単独荷下ろしに係る運用について (平成 17 年 10 月 26 日消防危第 245 号)・ 給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について (平成 18 年 4 月 25 日消防危第 106 号)・ 東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について (平成 24 年 1 月 31 日消防危第 28 号)・ 危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について (平成 24 年 5 月 23 日消防危第 140 号)・ 危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について (平成 24 年 8 月 21 日消防危第 197 号)・ 「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について (平成 26 年 5 月 23 日消防危第 136 号)・ 呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について (平成 28 年 3 月 25 日消防危第 44 号)・ 「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」の一部改正について (平成 30 年 3 月 30 日消防危第 44 号)・ 給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について (平成 30 年 8 月 20 日消防危第 154 号)
------------------	--------	---